

平成24年度第8回四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日 時 平成25年3月19日（火）午後2時00分～午後2時46分

場 所 四街道市役所 こども保育課2階 会議室

出席者 出席委員：酒井会長、青柳副会長、堀籠委員、木谷委員、荒木委員

欠席委員：なし

事務局：林総務課長、梶原情報公開室長、遠藤副主査、伊藤主事

實川教育部長：議事 2（1）のみ出席

麻生総務部長：議事 2（2）のみ出席

公開・非公開の別 一部公開（四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定による）

傍聴人 0人

会議次第

- 1 会長あいさつ
- 2 議 事
 - (1)不服申立てについて
 - (2)個人情報の目的外利用について
- 3 その他

会議の内容

事務局：ただ今より、平成24年度第8回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催させていただきます。会議次第 1 会長あいさつ に入らせていただきます。それでは、酒井会長よりご挨拶をお願いいたします。

～会長あいさつ～

事務局：ありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきまして、酒井会長にお願いしたいと存じます。

酒井会長：それではただ今の出席人数は5名でございます。出席者全員でございますので四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例5条第2項の規定によりまして、会議は成立いたします。また、会議の公開・非公開につきましては、四街道市

情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、会議次第 2 (1) 不服申立てについては非公開とさせていただきます。それ以外の内容については公開とさせていただきます。なお、本日の会議資料につきましては四街道市審議会等の会議の公開に関する指針により、会議次第については配布するものとしたします。また、公開する議事資料（四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例、個人情報の目的外利用における諮問資料及び答申案）についても個人情報に関する資料ではなく、かつ、経費等の関係で配布することが困難な資料でもないため、傍聴人に配布することとしたいと存じます。これでよろしいでしょうか。

委員全員：～異議なし～

酒井会長：それでは、会議次第及び非公開の部分を除く諮問資料等につきましては傍聴人に配布するものとしたします。次に会議録における発言者名については、審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準の規定により、原則として明記することとなっておりますので、本審査会においても、不服申立てにおける非公開部分を除き、発言者名を明記する取扱いとしたいと存じます。それでよろしいでしょうか。

委員全員：～異議なし～

酒井会長：では、非公開部分を除き発言者名を明記します。

～これより非公開～

酒井会長：それでは 会議次第 2 (2) 個人情報の目的外利用について に移りたいと思います。今回の諮問の経緯をご説明いたしますと、前回1月22日の審査会の際に実施機関（自治振興課）より、「個人情報の目的外利用について」の諮問が提出されました。実施機関より「空き家対策事務に伴う個人情報の目的外利用について」事務の内容及び今後のスケジュールの説明をしていただいた後、ご不明な点につきましては委員の皆様より、実施機関に対して質疑がなされ、貴重な意見をいただきました。その後、今回の個人情報の収集について、審査会といたしまして四街道市個人情報保護条例第8条第1項7号に規定している「公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき」に該当すると判断をいたしました。以上の内容を踏まえて、委員の皆様には答申案をご覧いただいているところでござい

ますが、改めてご質問・ご意見等ありましたらお伺いしたいと存じます。答申案の文面につきまして、ご質問ございますでしょうか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：よろしいでしょうか。それではご意見等ございますでしょうか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、答申案につきまして賛否をお伺いしたいと思います。

青柳委員：賛成いたします。

木谷委員：賛成です。

堀籠委員：私もこの案に賛成です。

荒木委員：私も答申案に賛成です。

酒井会長：以上、皆様方ご賛同いただいておりますので、お配りしている答申案で確定したいと思います。

～事務局で答申書（原本）の準備～

～総務部長入室～

～会長より総務部長に答申書送付～

～総務部長より御礼のあいさつ～

～総務部長退室～

酒井会長：それでは次に 会議次第 3 その他 ですが、まず事務局より「オンライン結合による外部提供」について報告がございますので、ご説明をお願いいたします。

事務局：お配りしたものの中に「オンライン結合による外部提供について」はございますでしょうか。こちらは昨年の平成24年4月18日付けで、実施機関（建築課）の方からオンライン結合による外部提供について諮問が出され同年7月17日に答申をいただきましたが、このたび実施機関（建築課）が来月の平成25年度より業者の方と契約しオンライン結合を繋ぎ個人情報を外部提供する予定となりました。つきましては、実施機関に審査会にご出席いただいて個人情報の提供の開始に当たりまして報告をしていただくことを検討しております。当初は実施機関内部の話であって、市民の権利義務に関わらないため、事務局が代わりに報告する形も考えられましたが、答申内容に「なお、建築行政事務の執行上、予定されている個人情報保護措置の取扱いについては、適正かつ確実な運用を図り、かつ、万全なセキュリティ対策が講じられるよう、当審査会の意見として申し添えます。」とありますので、そのように運用しているかどうか、実施機関より審査会に報告することが必要と考えました。この件について委員の皆様にご意見を求めたいと思います。

酒井会長：今、事務局から話がありましたとおり、オンライン結合による個人情報の外部提供の開始に当たりまして、実施機関から説明を受けるという趣旨の発言がございましたけれども、この件についてはいかがでしょうか。

委員全員：～異議なし～

酒井会長：よろしいでしょうか。それでは次回以降によりよく取り計らいいただきたいと思っております。最後に委員の皆様より何かございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：その他、事務局からは何かありますか。

事務局：連絡事項は特にありません。

酒井会長：それでは以上で本日の審査会を終了します。